**平成２７年（フ）第４１０号**
兵庫県姫路市勝原区朝日谷270番地　福本方南棟東号室
債務者　瀬戸宇治さおり
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原　浩史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月25日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２７年（フ）第２４９号**
函館市石川町347番地17
債務者　村井　秀治
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
函館地方裁判所

**平成２７年（フ）第２９４号**
函館市千代台町21番13号
債務者　山本　明子
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
函館地方裁判所

**平成２７年（フ）第２４３号**
千葉県白井市清水口１丁目５番４棟104号
債務者　森　亜紀子
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２７年（フ）第１６５８号**
札幌市白石区菊水６条２丁目６番30―1007号
債務者　渡邊　麗子（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１７２６号**
札幌市白石区菊水元町９条２丁目１番１―205号
債務者　鈴木　勝彦
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１７２７号**
札幌市白石区菊水元町９条２丁目１番１―205号
債務者　鈴木　恭子
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１７２８号**
札幌市白石区菊水元町９条２丁目１番１―205号
債務者　鈴木　琢磨
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１７５８号**
札幌市清田区清田２条２丁目１番１―901号
債務者　伊藤　元康
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１７６６号**
札幌市西区発寒10条11丁目２番18号　ＡＣ発寒弐番館201号、申立時の住所札幌市西区発寒10条11丁目２番18号　ＡＣ弐番館201号
債務者　長野　雅之
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１７７１号**
札幌市西区山の手５条１丁目１番15―107号
債務者　加藤　時正
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１７７５号**
札幌市清田区美しが丘４条８丁目１番３号
債務者　松尾由梨香（旧姓小玉）
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１７８１号**
札幌市中央区南８条西17丁目２番27―207号
債務者　屋代　繁樹
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１８０８号**
札幌市西区琴似１条４丁目２番23―204号
債務者　脇田　進一
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第３５号**
岩手県二戸市福岡字城ノ外31番地１
債務者　松山　　功
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

**平成２７年（フ）第２６４号**
群馬県前橋市下新田町768番地　Ｄ―85号
債務者　井田　珠代
1　決定年月日時　平成27年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２７年（フ）第２８０号**
群馬県北群馬郡吉岡町大字陣場52番地　ル・シェル・ブルーＡ棟102号室
債務者　丸楠　　弘
1　決定年月日時　平成27年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係